

ながさき地産地消 こだわりの店

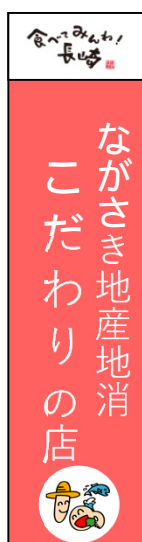
募 集 中 

「ながさき地産地消こだわりの店」 に認定されると・・・

認定プレートを交付します。

のぼり、「長崎ひのき」の看板等のPRツールを提供します。

県のホームページやパンフレット等でお店を紹介します。



詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ 長崎県 農山村振興課
TEL : 095-895-2915 (直通)
FAX : 095-895-2587

対象

県内に店舗を有し、県産食材を用いた料理を提供する飲食店、ホテル、旅館など

認定要件

- (1) 県産食材の使用を、メニュー表示等によりPRしていること。
- (2) 使用している食材について、説明できるように努めていること。
- (3) 地産地消にこだわって県産食材を用いた料理を提供していること。
米は、県産米を100%使用していること。
酒及び焼酎を提供している場合は、常に県産品を取り扱っていること。
米及び酒類を除いて、年間通じて概ね60%以上は県産食材を使用していること。
- (4) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。



認定期間

認定の日の属する年度の末日まで（その後、1年毎に自動継続）

但し、認定から1年以上経過している場合、自動継続に先立ち、認定要件の充足状況について確認調査を実施します。

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、お店の所在地を所管する振興局へ郵送又は持参のうえ、提出してください。

【提出書類】

- (1) ながさき地産地消こだわりの店認定申請書
- (2) ながさき地産地消こだわりの店認定申請書明細書
- (3) 申請店の外観・店内の写真など

※ ながさき地産地消こだわりの店認定申請様式は、下記申請先にて配布しています。
また、県ホームページ（e-農林水産ながさき→ながさきの地産地消）からダウンロードできます。

アドレスはこちら → <https://www.pref.nagasaki.jp/tisan/persistence/>

申請先

長崎・県央地域	県央振興局 農林部地域普及課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	☎0957-22-0057
島原地域	島原振興局 農林水産部地域普及課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	☎0957-62-3677
県北地域	県北振興局 農林部地域普及課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	☎0956-41-2033
五島地域	五島振興局 農林水産部農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	☎0959-72-5115
壱岐地域	壱岐振興局 農林水産部農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	☎0920-45-3038
対馬地域	対馬振興局 農林水産部農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	☎0920-52-4011